

鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業 副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、プロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）を副業・兼業形態で地域企業にマッチングし、企業の課題解決を実現するため、予算の定めるところにより第3条に定める者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) プロ人材
生産性向上や競争力強化などの企業課題の解決を図り、「攻めの経営」を実現するために必要な能力や経験、専門性を有している人材であって、主たる活動拠点、住所地を国内に有する者をいう。
- (2) 副業・兼業人材
前号に該当し、雇用契約、委任契約又は業務委託契約等に基づき職務や期間を限定して仕事を行う人材をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する事業者のうち、鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ人材拠点」という。）を通じて、企業の生産性向上や経営課題解決のために国内在住の副業・兼業人材の活用にあつては報酬、移動費又は紹介手数料を負担する者であること。
- (2) 県内に主たる事業所を有する事業者のうち、プロ人材拠点を通じて、過去に副業・兼業人材の活用を行ったことがない者であること。
ただし、常勤雇用のみを受けた、当該事業者については、この限りではない。
- (3) 県等の補助金等の不正受給処分がなされていないこと又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
- (4) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていないこと。
- (5) 政治活動及び宗教活動を行う団体でないこと。
- (6) 同一の事業について、国、県等から他の補助金を受けていないこと及び受ける予定がないこと。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (9) その他、公序良俗に反する事業を行う者など、補助対象とすることが社会通念上不適切と知事が認める者でないこと

(補助金の対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が自社の成長戦略の実現のため、プロ人材拠点の支援によりマッチングした国内在住の副業・兼業人材を活用する事業（以下「補助事業」という。）とする。

なお、補助事業は事業実施年度の2月末日までに完了するものとし、当該補助事業に係る契約の期間は6か月を上限として同日までに終了し、かつ、補助事業にあつては経費の支払いは同日までに完了しているものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付対象としないものとする。
 - (1) 補助事業と同一内容の事業について、他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている又は将来補助金の交付を受けるとが確定しているとき
 - (2) マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業など、プロ人材の知見・ノウハウを必要としない事業
 - (3) 活用する副業・兼業人材が、事業主、役員、3親等以内の親族であるとき

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、振込手数料、代引手数料及び公租公課(消費税及び地方消費税等)は、補助の対象外とする。

なお、同時に複数の副業・兼業人材を活用する場合は、1人分を補助の対象とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書(別記第1号様式別紙1、附表)
- (2) 役員名簿(別記第1号様式別紙2)
- (3) 雇用契約、委任契約又は業務委託契約を証する書類(契約書等の写し)
- (4) 副業・兼業人材の住所がわかる書類(自動車運転免許証や住民票の写し等)
- (5) 誓約書(別記第1号様式別紙3)
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、原則として副業・兼業人材が業務に従事する日の1週間前とする。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費について、総額の30パーセントを超える増減
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第3号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 補助事業変更計画(別記第1号様式別紙1)
- (2) 補助事業変更計画書附表(別記第1号様式別紙1 附表)

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみ行う場合は変更承認通知書(別記第4号様式)により、変更承認に併せて変更決定と行う場合は変更交付決定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までにより行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助金等実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。

2 規則第13条の補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実績報告書(別記第6号様式別紙)
- (2) 実績報告書附表(別記第6号様式別紙附表2)
- (3) 支払を証する書類(領収書、振込明細書、通帳の写しなど)

3 第1項の補助金等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日まで又は事業実施年度の3月7日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第8号様式により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助金額
1 報酬 補助事業者が副業・兼業人材に支払った報酬	補助対象経費の10分の8以内の額で、 500,000円を上限(1,000円未満の端数切捨て)とする。
2 移動費 (1) 交通費 副業・兼業人材が補助事業に従事するため、住所地から鹿児島県内の就業地まで移動する際の交通費 交通費の算定については、経済的かつ合理的な経路及び方法によって移動した場合の費用を上限とし、往路、復路を対象とする。 ただし、1回の往復移動に係る交通費の実費負担が10,000円未満の場合は対象外とする。 (2) 宿泊費 副業・兼業人材が補助事業に従事するため、鹿児島県内の就業地で宿泊する際の宿泊費 宿泊費の算定については、1泊当たり11,000円を上限とする。	
3 紹介手数料 補助事業者が人材の活用に伴い民間人材ビジネス事業者 に支払った経費のうち、人材紹介に要した手数料	

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者
住 所
法人名
代表者役職・氏名
担当者役職・氏名
電話番号

年度鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業
副業・兼業人材活用促進事業補助金交付申請書

標記の補助事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助交付申請額 金 円

2 関係資料

- (1) 補助事業計画書（別記第1号様式別紙1）
- (2) 役員名簿（別記第1号様式別紙2）
- (3) 雇用契約又は業務委任契約を証する書類（契約書等の写し）
- (4) 副業・兼業人材の住所地がわかる書類
（自動車運転免許証や住民票の写し等）
- (5) 誓約書（別記第1号様式別紙3）
- (6) その他知事が必要と認める書類

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
法人名
代表者役職・氏名
担当者役職・氏名

誓 約 書

鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金の交付を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

また、当該誓約事項に虚偽があり、又は誓約事項に違反した場合は、補助金の交付決定の取消しその他県が行う措置に従うとともに、県が求める補助金の返還に応じます。

（該当する場合は☑を入れてください。）

- 1 過去にプロ人材拠点でのマッチング支援を経て採用した事がなく、初めてプロ人材拠点を通じて、採用を行った副業・兼業人材です。
- 2 県等の補助金等について、不正受給処分がなされていない又は不正受給処分がなされてから3年以上経過しています。
- 3 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていません。
- 4 政治活動及び宗教活動を行っていません。
- 5 同一の事業について、国、県等から他の補助金を受けていません（又は受ける予定がありません）。
- 6 県税に未納はありません。
- 7 事業所の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではありません。また、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していません。
- 8 当交付を申請・受給するにあたり、要綱で提供が定められた個人情報鹿児島県に提供することについて、該当の副業・兼業人材から承諾のうえ、了承します。

鹿児島県拠点確認印（項目1）

鹿児島県拠点確認印（項目1）

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者法人名）
（代 表 者）様

鹿児島県知事 印

年度鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業
副業・兼業人材活用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定をしました。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱を遵守すること。

なお、補助金額の増減を伴う補助事業の内容変更を行う場合は速やかに連絡すること。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

補助事業者
住所
法人名
代表者役職・氏名
担当者役職・氏名
電話番号

年度鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業
副業・兼業人材活用促進補助事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった標記の補助事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
 - (1) 補助事業変更計画（別記第1号様式別紙1）
 - (2) 補助事業変更計画書附表（別記第1号様式附表）

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者法人名）
（代 表 者）様

鹿児島県知事 印

年度鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業
副業・兼業人材活用促進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の補助の変更については、鹿児島県補助金等交付規則
第7条の規定により承認します。

第 号
年 月 日

（補助事業者法人名）
（代 表 者）様

鹿児島県知事 印

年度鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業
副業・兼業人材活用促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の補助事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱を遵守すること。

なお、補助金額の増減を伴う補助事業の内容変更を行う場合は速やかに連絡すること。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者
住 所
法人名
代表者役職・氏名
担当者役職・氏名
電話番号

年度鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業
副業・兼業人材活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき標記の補助事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金実績報告書（別記第6号様式別紙）
- 2 鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金実績報告書附表（別記第6号様式別紙附表2）
- 3 支払を証する書類

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者法人名）
（代 表 者）様

鹿児島県知事 印

年度鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業
副業・兼業人材活用促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度鹿児島県プロフェッショナル
人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第14
条の規定により、下記のとおり額を確定しました。

記

交付確定額 金 円

年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者
住 所
法人名
代表者役職・氏名
担当者役職・氏名
電話番号

年度鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業
副業・兼業人材活用促進事業補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

預金	金融機関名	銀行（金庫）	支店
	（フリガナ）		
口座	口座名義人		
	口座番号	当 座 ・ 普 通 口座番号	